医療法人栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく運営規程

（事業の目的）

第1条　要支援・要介護状態及び日常生活支援総合事業の事業対象者に該当した場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条
1. 利用者の要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2. 自ら提供する訪問介護・宇治市総合事業の訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

3. 事業の提供に当たっては、サービス提供責任者が利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護・訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した「訪問介護計画」・「訪問介護相当サービス個別計画」に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

5. 事業の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

6. 事業の提供に当たっては、保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業者・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・地域包括支援センター等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条　名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）名　称　　医療法人栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく
（2）所在地　　京都府宇治市五ヶ庄戸ノ内7番25

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条　医療法人栄仁会ホームヘルプセンターおうばくに従事する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
（1）管理者：　１名（常勤　兼務）
管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）サービス提供責任者：2名以上（常勤　兼務）
サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護・訪問介護相当サービスの利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、「訪問介護計画」「訪問介護相当サービス個別計画」の作成等を行う。

（3）訪問介護員：6人以上（合計人数）
訪問介護員等は、指定訪問介護・指定訪問介護相当サービスの提供に当たる。

（営業時間及びサービス提供時間）

第5条　事業所の営業時間及びサービス提供時間は、医療法人栄仁会職員就業規則に準じて定めるものとする。
（1）営業日時：通常月曜日から日曜日までの9：00から17：30とする。ただし、12月29日から1月3日までについては休業日とする。

（2）サービス提供日時：通常月曜日から日曜日までの7：00から19：00までとする。ただじ、12月29日から1月3日は利用者の状況に応じ必要時訪問する。

（事業の内容）

第6条　指定訪問介護・指定訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

＜身体介護＞		＜生活援助＞
①起床介助	⑧食事介助	①調理
②就寝介助	⑨体位交換	②洗濯
③排泄介助	⑩服薬管理	③住居の掃除・整理整頓
④衣服の着脱	⑪通院など外出介助	④買い物
⑤整容介助	⑫その他	⑤薬の受け取り
⑥身体の清拭・洗髪		⑥衣服の入れ替えなど
⑦入浴介助		⑦その他

※指定訪問介護相当サービスは、身体介護・生活援助の区分なし

（通常の事業の実施範囲）

第7条　1. 原則として宇治市とする。

（利用料等）

第8条

1. サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣もしくは宇治市告示が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護・指定訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。ただし、法定代理受領分においては、介護保険サービスの場合は介護保険報酬額の相当額を、日常生活支援総合事業の場合は指定訪問介護相当サービスに係る費用基準額を徴収する。

2. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

3. その他費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。

4. 当日の利用者の都合によるキャンセルは一律５００円徴収する。（訪問介護相当サービスを除く）

（事故発生時・緊急時等における対応方法）

第9条

1. 訪問介護員等は、訪問介護、訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨機に対応を行うとともに、速やかに管理者、家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2. 事故発生時は報告書を持って居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等及び京都府、市町村に届け出る。

3. 訪問時間以外に、緊急で訪問の必要性が生じた場合、本人、家族、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等より連絡が取れる体制とする。

（個人情報の保護）

第10条

1. 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（虐待の防止）

第11条　事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待の早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応等に努める。

①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその内容を職員へ周知
②虐待防止のための指針の整備
③虐待防止のための研修を定期的に実施（年１回以上）
④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体的拘束等の適正化）

第12条　事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わないものとする。ただし、利用者または他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない時、利用者または身元引受人等に説明し同意を得た上で必要最小限の拘束を行うことがある。その場合、拘束を行った日時、理由等についての記録を行う。また、事業所として身体拘束をなくしていく取り組みを行うものとする。

①緊急性　直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。

②非代替性　身体拘束以外に利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。

③一時性　利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解除する。

（事業継続計画の策定）

第13条　事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画を策定する。

（その他運営に関する留意事項）

第14条　1.　訪問介護及び訪問介護相当サービスの提供に当たる従事者は、社会的使命を十分認識し、職員の質の向上を図るため研究、研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

2.　職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3.　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4.　苦情の対応については手順に基づき迅速かつ誠実に対応する。

5.　介護支援専門員・介護予防サービス計画等の担当者に利用者の心身等に関する情報を連携を図る等の正当な理由がある場合にはその情報が用いられる者の事前の同意を得た上で個人情報を用いる事ができるものとする。

6　この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人栄仁会と訪問介護の管理者との協議に基づき定めるものとする。

付則

この規程は、　平成11年 10月 1日から施行する。
平成15年　4月 1日から施行する。
平成16年　4月 1日から施行する。
平成16年　7月 1日から施行する。
平成17年　4月 1日から施行する。
平成18年　4月 1日から施行する。
平成19年　4月 1日から施行する。
平成20年　4月 1日から施行する。
平成20年　11月 1日から施行する。
平成21年　4月 1日から施行する。
平成21年　6月 1日から施行する。
平成22年　4月 1日から施行する。
平成23年　4月 1日から施行する。
平成23年　9月 1日から施行する。
平成24年　3月 1日から施行する。
平成24年　4月 1日から施行する。
平成25年　4月 1日から施行する。
平成25年　11月 1日から施行する。
平成27年　4月 1日から施行する。
平成28年　4月1日から施行する。
平成28年　8月1日から施行する。

平成29年　4月1日から施行する。
平成30年　4月1日から施行する。
平成31年　4月1日から施行する。
令和元年　5月29日から施行する。
令和2年　4月 1日から施行する。
令和3年　4月1日から施行する。
令和6年　4月1日から施行する。